

政令第三百八十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十八年六月二十三日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月二十三日とする。

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。